

## 夜間金庫規定

### 1（この規定の取引に係る契約の成立）

当行は、お客さまからこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

### 1の2（利用目的）

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

### 2（使用料および都度手数料）

- (1) この夜間金庫の使用料は、別にお知らせした当行所定の金額により半年分を前払いするものとし毎年1月20日、7月20日（休日の場合は翌営業日）に指定預金口座から通帳、払戻請求書または小切手によらず払戻しの上使用料に充当します。なお、契約時の使用料は、契約時に契約日の属する月から6月または12月の月数計算により支払ってください。
- (2) この夜間金庫の都度手数料は、夜間金庫入金帳（以下「入金帳」という。）の発行の都度、別にお知らせした当行所定の金額により前払いするものとし、入金帳と引換えに支払ってください。
- (3) 使用料および都度手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に到来する引落日の属する月から適用します。また、変更後の都度手数料は、変更日以後最初に入金帳を発行する時から適用します。
- (4) この夜間金庫の取引を解約する場合は、解約日の属する月の翌月から6月または12月までの使用料相当分を月割計算により返戻します。なお、都度手数料は返戻しません。

### 3（利用方法）

- (1) 夜間金庫の利用に際しては、専用の夜間金庫入金帳を発行しますので使用してください。
- (2) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、入金帳の入金票および通帳等とともに当行所定の入金袋（以下「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠の上夜間

金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、預金種別、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

- (3) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、レシートを受け取ってください。

#### 4 (預金への受入処理)

- (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。

#### 5 (入金袋等の返却)

入金袋ならびに通帳等は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ、受け取ってください。

#### 6 (鍵の保管等)

- (1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、入金袋の開閉に使用します。

#### 7 (鍵、入金袋および入金帳の喪失・き損)

投入鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。また、入金帳を失ったとき、またはき損したときは、別にお知らせした当行所定の都度手数料と引換えに再発行します。

#### 8 (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この夜間金庫については第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

## 9（解約等）

この解約は、本人または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返してください。

## 10（譲渡・転貸等の禁止）

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入鍵、入金袋、入金袋正鍵および入金帳についても同様とします。

## 11（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

## 12（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

## 13（準拠法令、専属的合意管轄）

- (1) この規定に基づく取引契約準拠法は日本法とします。
- (2) この規定に基づく取引に関する紛争は、当行の本店または取引店を管轄する裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

（夜金2：2020年2月3日現在）